

健康対策（がん対策・受動喫煙対策）について

兵庫県では「兵庫県がん対策推進計画」を策定し、がんの死亡率を減少させるため、40歳以上のがん検診受診率を50%以上（胃、肺、大腸は40%）とする目標を設定しています。

しかし、現状では、胃がん26.5%、大腸がん22.1%、肺がん18.8%、子宮がん20.1%、乳がん18.9%と低迷しています。また、がん患者の就労や緩和ケアなど新たな課題も出てきています。

がんによる死亡率は、肺がんが最も高くなっています。この肺がんや心筋梗塞などのリスク上昇との関係性が指摘される受動喫煙について、兵庫県では「受動喫煙の防止等に関する条例」を施行し、対策に取り組んでいます。

そこで、がん及び受動喫煙に係る健康対策の今後の施策立案や啓発の参考とするため、県民モニターの皆さんにご意見をいただくこととしましたので、ご協力をお願いします。

Q1 あなたは、がんに対してどのような印象をお持ちですか。もっとも近いものを次の中からお選びください。（1つ選択）

命に関わる非常に恐ろしい病気である

命に関わるとまでは思わないが、恐ろしい病気には違いない

早期に発見し適切に治療すれば治癒する病気なので、過度に恐れる必要はない

他の病気と同様で、がんのみを特別に意識することはない

Q2 がん検診は、がんの早期発見や早期治療につながる重要な検査だと思いますか。

（1つ選択）

そう思う

どちらかといえばそう思う

どちらともいえない

どちらかといえばそう思わない

そう思わない

わからない

Q3 過去に、次の検診や検査を受けたことがありますか。受けたことがあるものを次の中からお選びください。（いくつでも）（参照：参考資料1、2）

胃がん検診（過去1年間）

大腸がん検診（過去1年間）

肺がん検診（過去1年間）

乳がん検診（過去2年間）

子宮がん検診（過去2年間）

肝炎ウイルス検査（過去に一度でも）

受けていない

Q4 Q3で検診を受けられた方へお伺いします。

がん検診をどのような機会に受けましたか。(受診回数の多いものを1つ選択)

職場でのがん検診(定期健診、補助を受けての人間ドック、被扶養者としての検診等)

市町が行うがん検診・特定健診

全額自費で個人的に検診を受けた(人間ドック等)

その他(下欄にご記入下さい)

()

Q5 Q3で「受けていない」と答えられた方へ、お伺いします。検診を受けない理由は何ですか。(いくつでも)

心配なときは医療機関を受診するから

時間がとれないから

休日夜間に受けられないから

面倒だから

費用がかかるから

定期的に受ける必要を感じないから

健康状態に自信があるから

医療機関にかかっているから

結果が怖いから

検査内容や方法が分からず不安だから

場所が遠いから

まだそういう年齢ではないから

どこで受診できるのか知らなかったから

その他(下欄にご記入下さい)

()

Q6 あなたは、がんに関して、検診やがん治療法、がん診療を行っている病院について、どこで情報を入手しようと思いませんか。次の中からお選びください。(いくつでも)

がん診療連携拠点病院の相談支援センター

病院・診療所の医師・看護師

保健所・保健センターの窓口

新聞・雑誌・書籍

テレビ・ラジオ

県や市町のウェブサイト

インターネット(県や市町のウェブサイト以外)

家族・友人・知人

情報を入手しようと思わない

わからない

その他

Q7 がん医療における緩和ケアとは、「がんに伴う『体』と『心』の痛みを和らげる」ことですが、あなたは、そのことについて知っていましたか。次の中からお選びください。(1つ選択)(参照：参考資料3)

- よく知っている
- 言葉だけは知っている
- 知らない

Q8 がんの治療や検査のために2週間に一回程度病院に通う必要がある場合、現在の日本の社会では働きつづけられる環境だと思いますか。次の中から1つお選びください。また、その理由を下欄にご記入ください。(「わからない」を選んだ場合を除く。)(1つ選択)

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない
- わからない

理由

Q9 あなたは、がん対策について、県としてどういったことに力を入れてほしいと思いますか。次の中からお選びください。(いくつでも)

- がんの予防(たばこ対策などの生活習慣病対策も含む)
- がんの早期発見(がん検診)
- がんに関する専門的医療従事者の育成
- がん医療に関わる医療機関の整備(拠点病院の充実など)
- がんに関する情報の提供
- がんに関する相談やその支援
- 緩和ケア
- がん登録(今後のがん医療に役立てるため、がん患者に関する診断データ等の情報収集)
- がんに関する研究
- がんによって就労が困難になった際の相談・支援体制の整備
- 子どもに対する、がんに関する教育
- 特にない
- その他(下欄にご記入ください)

()

Q10 あなたはたばこを吸われますか。次の中からお選びください。(1つ選択)

- もともと吸わない
- 以前吸っていたが、既にやめている
- たばこを吸うが、現在、禁煙に取り組んでいる
- 時々吸うことがある
- 毎日吸っている

Q11 兵庫県では「受動喫煙の防止等に関する条例」を平成25年4月に施行しました(飲食店等の民間施設を中心とする本格適用は平成26年4月から)。条例では、不特定又は多数の人が利用する空間を原則、禁煙とするものの、施設の種類に応じて当分の間、分煙、時間分煙等を認めるという規制内容になっており、併せて、喫煙環境(禁煙、分煙、時間分煙等)を表示するよう義務付けています。このことについて、ご存じですか。次の中からお選びください。(1つ選択)

(注意事項)

- ・受動喫煙とは他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。
- ・条例が求める分煙は、たばこの煙が禁煙区域へ直接流入しないよう、床面から天井まで達する壁等で仕切るとともに、常にたばこの煙を直接屋外に排出できる設備などを備えたもの(=厳格な分煙)をいいます。

- 条例の名称は知っており、規制内容等も大体知っている
- 条例の名称は知っているが、規制内容等は知らなかった
- 条例の名称は知らなかったが、こういった規制があるというのは聞いたことがある
- 条例の名称も規制内容等も知らなかった

Q12 条例では、平成26年4月から、飲食店等の店頭等に喫煙環境(禁煙、分煙、時間分煙等)を表示するよう義務付けています(Q11の参考の資料参照)が、あなたは利用施設を選択する際に、喫煙環境の表示を参考にしますか?次の中からお選びください。(1つ選択)

- 大いに参考にする
- 一応参考にする
- あまり参考にしない(理由を下欄にご記入ください。)
- 全く参考にしない(理由を下欄にご記入ください。)

あまり(又は全く)参考にしない理由

Q13 受動喫煙を防止するためには、どのような方法が効果的で実施可能だと思いますか。次の中からお選びください。(いくつでも)

受動喫煙に遭った時に、喫煙者に喫煙を控えるよう求める

受動喫煙に遭った時に、席や場所を移動する

受動喫煙に遭った時に、その施設の管理者に受動喫煙を防止するよう措置を求める

受動喫煙に遭った施設は利用しない(禁煙又は厳格な分煙ができていない施設は利用しない)

受動喫煙に遭った施設名等を県に連絡し、施設を指導等するよう求める

受動喫煙は気にならないので何もする必要はない

< 参考資料 (Q3) >

1 市町村がん検診について

(1) 概要

がん検診については、健康増進法に基づき市町村が実施している。

厚生労働省が科学的根拠に基づくがん検診を定め、市町村により推進している。

(2) 内容

種類	検査項目	対象者	受診間隔
胃がん検診	問診及び胃部エックス線検査	40歳以上	年1回
大腸がん検診	問診及び便潜血検査	40歳以上	年1回
肺がん検診	問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診	40歳以上	年1回
乳がん検診	問診、視診、触診及び乳房エックス線検査 (マンモグラフィ)	40歳以上	2年に1回
子宮がん検診	問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診	20歳以上	2年に1回

2 ウイルス性肝炎について

(1) ウイルス性肝炎とは

肝炎ウイルスに感染して肝臓の細胞が壊れていく病気です。

この病気になると、肝臓の機能が失われていき、ついには肝硬変や肝がんに至ることもあります。

B型及びC型肝炎ウイルスの患者・感染者は、合わせて300万人を超していると推定され、国内最大の感染症とも言われています。

もし、肝炎ウイルスに感染していても、適切な健康管理・治療で、肝炎から肝硬変や肝がんが悪化するのを予防することが可能です。

(2) 肝炎ウイルス検査について

B型もしくはC型肝炎ウイルスに感染しているかどうかは、血液を採取して調べます。

わずかの時間の採血で、数週間後には結果を知ることができるので、気軽に受診できます。

< 参考資料 (Q7) >

3 緩和ケアについて

がん医療における緩和ケアとは、「がんに伴う『体』と『心』の痛みを和らげる」ことです。がん患者さんは、がん自体の症状のほかに、痛み、倦怠感などのさまざまな身体的な症状や、落ち込み、悲しみなどの精神的な苦痛を経験します。「緩和ケア」は、がんと診断されたときから行う、身体的・精神的な苦痛を和らげるための医療です。

～思いやりを兵庫から～

受動喫煙の防止に (※) ご協力ください



兵庫県マスコット
はぼたん

表示用ステッカーをご活用ください。

喫煙環境を入り口等に表示することで、受動喫煙を未然に防止することができます。
受動喫煙の防止等に関する条例により、対象施設（内側左ページを参照）においては、
喫煙環境を表示していただく義務があります。（ただし、既存の表示及び類似の表示も認められます）
※ 受動喫煙：他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。

兵庫県では、受動喫煙を防止するため、表示用ステッカー*（禁煙・分煙・喫煙区域・時間分煙・喫煙）を作成しました。ご活用ください。

* このリーフレットの裏面の窓口で配布しています。

〔禁煙の施設〕

〔分煙の施設〕

〔喫煙区域・室〕

〔時間分煙の施設〕

〔喫煙可能施設〕



喫煙を勧める意図ではありません。

◆ 上記の表示は、兵庫県ホームページからダウンロードの上、印刷して掲示することが可能です。

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf26/hyouzi.html>



「受動喫煙の防止等に関する条例」を制定しました。

兵庫県では、受動喫煙を防止し、県民の皆さんの健康で快適な生活の維持を図ることを目的として、平成24年3月に条例を制定しました。

受動喫煙を防止するためのルールを定めています。
不特定又は多数の人が出入りすることができる空間
(公共的空間*)を有するすべての施設が該当します。

下表の規制内容に則した、
ご対応をお願いします。

* 従業員の方など特定の人しか出入りできない事務室や、特定の人が貸し切って利用する会議室・宴会場・個室などは、規制の対象外(ただし、下表の①②の施設は除きます)です。

<規制対象外の場所から、たばこの煙が禁煙区域に流れ込まないようにご留意をお願いします。>

◆ 条例の詳細は、兵庫県ホームページをご参照ください。

http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/judoukitsuen_jourei.html



「受動喫煙の防止等に関する条例」にもとづく必要な対応

条例の対象となる施設の区分	規制内容：必要な対応 (受動喫煙防止措置)
① 保育所(※1)・幼稚園、小・中・高校、中等教育学校、 特別支援学校、各種学校(初等・中等教育を行うもの)、青少年教育施設等 (※1 認可外保育施設等、その他これに類するものを含む)	敷地内・建物内すべて禁煙
② 病院・診療所・助産所、官公庁の庁舎、児童福祉施設等	建物内の禁煙
③ 大学・高等専門学校・専修学校、各種学校(初等・中等教育を行うものを除く)(※2) 薬局、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施設等 (※2 学習塾、予備校、自動車教習所等、その他これに類するものを含む)	建物内の公共的空間の禁煙 当分の間、既存の喫煙室使用可(新設不可)
④ 劇場、映画館、演芸場	建物内の公共的空間の禁煙 当分の間、分煙可、時間分煙可
⑤ フロントロビー面積100㎡以下の宿泊施設のフロントロビー部分 客室面積100㎡以下の飲食店(喫茶店含む) 客室面積100㎡以下の理容所・美容所 (同一建物内の他の店舗等との共用部分と壁等で区画されていない場合は、⑥の区分の規制対象になります。)	建物内の公共的空間の禁煙 当分の間、分煙可、時間分煙可(※3) 喫煙可能表示による喫煙可(※4) (宿泊施設は、※3及び※4はフロントロビーに限る)
⑥ 宿泊施設(※5) 客室面積100㎡超の飲食店(喫茶店含む) 客室面積100㎡超の理容所・美容所 公共交通機関(鉄道の駅の屋外プラットフォーム含む) 旅客運送用の列車・自動車・船舶(※6)・航空機 (※6 県内に航路の起点及び終点があるものに限る) 物品販売店舗 金融機関 公衆浴場 冠婚葬祭業施設 火葬場・納骨堂 集会場・公会堂 展示場 運動施設 社会福祉施設 図書館・博物館・美術館、観覧場、 動物園・遊園地、都市公園・自然公園 遊技場・競馬場外の勝馬投票券発売所 神社・寺院・教会 郵便・通信・水道・電気・ガス事業の営業所 駐車場、貸会議室業を営む施設 その他各種サービス業施設等	建物内の公共的空間の禁煙 当分の間、分煙可 〔※5 フロントロビー面積100㎡以下の 宿泊施設のフロントロビー以外の 部分は、ここに該当します。〕

受動喫煙の防止のため、表示用ステッカーを掲示してください。

施設ごとに条例にもとづく必要な対応（左ページ）を行い、取られた措置に応じた掲示をしてください。

禁煙の施設

終日全面禁煙

たばこの煙による健康被害のない環境です。

施設外に喫煙場所を設置する場合は、施設内に煙が流れ込まないようにご配慮をお願いします。



分煙の施設

壁等で禁煙区域と喫煙区域(室)が完全にわかれている

喫煙区域に未成年者を立ち入らせないように努めてください。



〔施設の入出口等に掲示〕

〔喫煙区域の入出口等に掲示〕

時間分煙の施設

左のページの④⑤の施設に限ります。

喫煙が可能な時間には、未成年者を立ち入らせないように努めてください。



喫煙が可能な施設

左のページの⑤の施設に限ります。

未成年者を立ち入らせないように努めてください。

喫煙を勧める意図ではありません。



受動喫煙の防止にご協力をお願いします。

すべての施設管理者の方は、条例が施行される平成25年4月までに、左ページの①～⑥の区分に応じた必要な受動喫煙防止措置をとっていただきますようお願いします。

※ 左ページの④⑤⑥の施設は、経過措置が設けられていますので、各種義務等の規定が適用されるようになる平成26年4月までをお願いします。

＜罰則規定の適用は、平成25年10月（④⑤⑥の施設は、経過措置により平成26年10月）＞



分煙設備整備の補助があります。

＜対象＞フロントロビーが100㎡超の宿泊施設、客室が100㎡超の飲食店を営する中小企業の方が既存施設の分煙（喫煙室設置等）を行う場合

◆ 補助の詳細は、兵庫県ホームページをご参照ください。

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf26/bunnennsetubi.html>



※ 上記以外に、国の補助金（受動喫煙防止対策助成金）や、中小企業対象の融資制度（分煙設備整備貸付）があります。

たばこの煙は、健康に悪影響があります。

喫煙者本人だけでなく、周りの人の健康にまで悪影響があります。

たばこの煙には、分かっているだけでも 200 種類以上の有害物質が含まれており、がんだけでなく心筋梗塞や脳梗塞、喘息、COPD（慢性閉塞性肺疾患）など様々な病気を引き起こすことが明らかになっています。

《タール》
数十種類の発がん物質が含まれています。
なお、低タールたばこであっても、害が少ないわけではありません

《ニコチン》
血管を収縮させ、血液の流れを悪くします。
また、麻薬と同じく依存性があるため、喫煙の習慣がやめにくくなります。

《一酸化炭素》
血液中のヘモグロビンと結びついて酸素の運搬を妨げ、体が酸素不足になります。
また、血管の動脈硬化を促進するとされています。

- ◆ たばこの健康への影響については、下記ホームページをご参照ください。
厚生労働省のホームページ <http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/qa/>

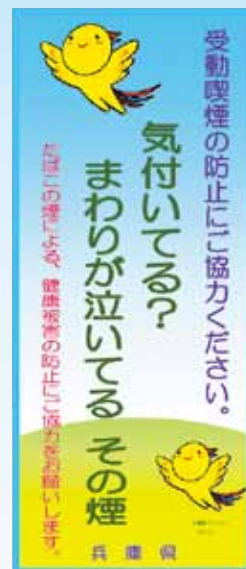


- ◆ 禁煙をしたい場合
禁煙治療が受けられる医療機関を、「兵庫県医療機関情報システム」のホームページで検索できます。

病院・診療所・歯科診療所を探す >> 医療機能で探す >>
医療機能を選択 >> 精神科・神経科領域 >> 禁煙指導

<http://web.qq.pref.hyogo.lg.jp/hyogo/ap/qq/men/pwtpmenult01.aspx>

※ 禁煙治療に健康保険が適用される場合があります。医療機関にお問い合わせください。



<啓発用のぼり>

お問い合わせ・表示用ステッカー等の配布窓口が、各地域にあります。

下記の窓口で、条例に関する相談や分煙相談、表示用ステッカーの配布等を行っています。お気軽にご相談ください。

※ 条例に関する普及啓発ちらし、のぼり（右側）等も配布しています。

< お問い合わせ等の窓口一覧 >

お問い合わせ・配布窓口	所管区域	電話番号
健康福祉部健康局 受動喫煙対策室	神戸市	078-341-7711(代) (内線3245・3269) ※条例について(内線3244)
芦屋健康福祉事務所 企画課	尼崎市、西宮市、芦屋市	0797-32-0707(代)
宝塚健康福祉事務所 企画課	宝塚市、三田市	0797-83-3147 (ダイヤルイン)
宝塚健康福祉事務所 (保健所)		0797-72-0054(代)
伊丹健康福祉事務所	伊丹市、川西市、猪名川町	072-785-7461 (ダイヤルイン)
加古川健康福祉事務所 企画課	加古川市、高砂市、稲美町、播磨町	079-421-9292 (ダイヤルイン)
明石健康福祉事務所 (保健所)	明石市	078-917-1127(代)
加東健康福祉事務所 企画課	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町	0795-42-5111(代)
中播磨健康福祉事務所 企画課	姫路市、神河町、市川町、福崎町	079-281-9209 (ダイヤルイン)
龍野健康福祉事務所 企画課	たつの市、宍粟市、太子町、佐用町	0791-63-5149(代)
赤穂健康福祉事務所	相生市、赤穂市、上郡町	0791-43-2321(代)
豊岡健康福祉事務所 企画課	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町	0796-23-1001(代)
丹波健康福祉事務所 企画課	篠山市、丹波市	0795-72-0500(代)
洲本健康福祉事務所 企画課	洲本市、淡路市、南あわじ市	0799-22-3541(代)